

サポチケ利用規約

第一版

(2021年4月1日 制定)

甲) _____

乙) 株式会社 UNISON LINK

目 次

第1条（サービスの開始と有効期限）	2 -
第2条（通常サービス時間）	2 -
第3条（サービス料金）	3 -
第4条（サービスの内容）	3 -
第5条（チケットの発行と残数）	4 -
第6条（対象の移転）	4 -
第7条（遅延損害金）	5 -
第8条（通知義務）	5 -
第9条（権利の譲渡）	5 -
第10条（秘密保持）	5 -
第11条（契約の解除）	6 -
第12条（協議）	6 -
第13条（管轄裁判所）	6 -
第14条（特約事項）	7 -

「サポチケ利用規約」

表記「甲」欄の記載者（以下「甲」という）と、株式会社 UNISON LINK（以下「乙」という）とは、サポチケ（以下「当サービスという」）」に関する契約（以下「本契約」という）を締結するものとします。尚、当サービスの性質上、トラブルを100%改善する事を確約する物ではありません。また、当サービスは個人・法人問わず契約者のみが利用できるものとします。

第1条（サービスの開始と有効期限）

1. 当サービスの代金をお支払いいただいた時点で、本規約に同意したものとみなします。規約はホームページにも掲載しています。
2. 当サービスが開始される日はお支払い完了日とします。
3. 有効期限はサービス開始日より24ヶ月間とします。有効期限内における途中解約及び、既に支払いを受けた料金等の払い戻しはいたしかねます。

第2条（通常サービス時間）

本契約に基づき乙が甲に対して当サービスを提供する時間は原則として乙の営業時間内（土曜日・日曜日・祝祭日を除く9時から18時まで）に限るものとします。

但し緊急の場合において顧客担当者ベースでの時間外対応などが発生した場合は、別途チケットを追加でいただくものとします。

(平日時間外：1枚追加、休祝日：2枚追加)

第3条（サービス料金）

甲は料金を先払いにて一括でお支払いただくものとします。

第4条（サービスの内容）

当サービスにより受けられるサービスは以下の通りとなります。

1. 訪問サポートサービス

故障やトラブルについては訪問料としてチケット1枚、作業費として現地到着から20分以内はチケット1枚が消費されます。それ以上かかる場合、乙は甲に対し別途費用又は追加チケットを請求できるものとします。

作業中予期せぬトラブルにより作業時間が長時間にわたってしまった場合は甲乙協議の上、消化チケットの枚数を決定いたします。

2. 電話・リモートサポート

故障やトラブルについては、チケット1枚につき作業時間は担当者がお電話を受けてから20分以内とし、それ以上かかる場合、乙は甲に対し別途費用又は追加チケットを請求できるものとします。

作業中予期せぬトラブルにより作業時間が長時間にわたってしまった場合は甲

乙協議の上、消化チケットの枚数を決定いたします。

3. メーカー修理受付代行業務

修理品の搬出・搬入は別途お見積りいたします。

4. 甲は当サービスが円滑に行われるように、乙の作業員に対して、点検、調整に

必要とする全てについて、便宜を図るものとします。

5. 次の各号に該当するものは本契約に基づく当サービスの対象外とします。

- 消耗品（充電器・バッテリー・カールコード・ケーブル類・トナーカートリッジ・記録紙並びに感熱紙等）及び機器付属品
- 本体に付属されているソフトウェア（Microsoft officeは除く）および購入後にお客様にて追加されたソフトウェア

第5条（チケットの発行と残数）

便宜上「枚」と数えますが、本契約のチケットとは有形のチケットではありません。

お使いいただくたびに報告メールにて残有効数のお知らせをします。

第6条（対象の移転）

甲が移転する場合は事前に乙に連絡した事を前提に、乙は引き続き当サービスを継続するものとします。ただし、訪問対応の場合は、原則乙の定める地域(訪問半径

は拠点を中心に20kmと定めます。)を越えた場合には別途追加チケット又は料金を
いただくものとします。

第7条（遅延損害金）

甲が本契約に基づく追加料金の債務の支払いを遅延したときは、約定支払日の翌日
から完済に至るまで年7%の遅延損害金を支払うものとします。

第8条（通知義務）

甲及び乙は、自己の住所、氏名、名称、称号、代表者等を変更した場合、直ちに相
手方に対してその旨を文書で通知するものとします。

第9条（権利の譲渡）

当サービスは契約者からのお申し出があった場合のみ譲渡できるものとします。
譲渡に当たり乙所定の書面にて提出の上、乙が認めた場合に限り譲渡できるものと
します。

第10条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約履行上知り得た相手方の業務上の秘密を、契約期間中はもとよ
り契約終了後も第三者に漏洩してはならないものとします。

第11条（契約の解除）

乙は、甲が次の各号の一つに該当する場合は、通知催告の手続きを経ないで直ちに本契約を解除することができるものとします。

1. サービス料金その他乙に対する債務の支払を1回でも怠ったとき
2. 仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立もしくは破産、民事再生、会社更生、会社整理の申立があったとき、もしくは清算に入ったとき
3. 手形・小切手の不渡りを出した時等、支払不能の事由が生じたとき
4. 財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれ認められる相当の事由があるとき
5. 本契約事項に違反したとき

第12条（協議）

本契約に定めがない事項または本契約の規約の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ、円滑な解決を図るものとします。

第13条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の係争について、第一審の管轄裁判所は乙の事業所所在地の裁判所とします。

第14条（特約事項）

1. 「特約事項」を別途定めた場合は記載された条件（以下「特約事項」という）に基づき、本規約と同等の効力を有するものとします。
2. 特約事項が本規約と異なるまたは矛盾する場合は、特約事項の定めが優先するものとします。


「特約事項」を定める場合においては、特約事項を記載し甲乙両者の署名捺印された書面2通作成するものとし両者にて保管する物とします。

以上

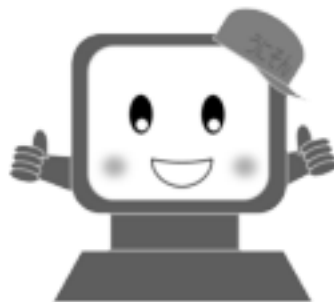
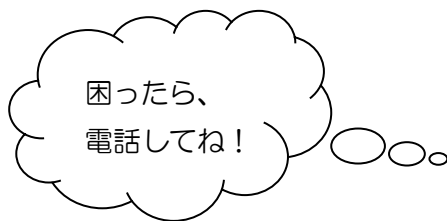
サポチケのご利用にあたって

サポートが必要になったら

下記にお電話ください。

 050-5305-5893

「ヘルプデスクサービスです」と受付が出たら「サポチケ利用です」とお伝えください。サービス担当者に代わります。



あなたの街のIT 担当

